



長労発基0903第1号
令和2年9月3日

長崎地方最低賃金審議会
会長 松本睦樹 殿

長崎労働局長
瀧ヶ平 仁

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

長崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
最低賃金（平成20年長崎労働局最低賃金公示第3号）